

日野市

中高層建築物

条例・規則・様式集

申請者用

2025/06/04

目 次

制度概要および手続きフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ～ 3

日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例・・・・・・・・ 4 ～ 7

日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と

調整に関する条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ～ 14

第1号様式から第3号様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 巻末

＜中高層建築物とは（条例第2条第1号）＞

- ・高さ10mを超える建築物
- ・第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内の軒の高さ7mを超える建築物、又は地階を除く階数が3以上の建築物

＜標識の設置及び期間（条例第5条・規則第5条）＞

設置する標識：第1号様式

※まちづくり条例に基づく看板を設置する場合は、当条例に基づく看板と兼ねていただいて構いません。その場合は「建築物の名称」と、下欄の「この標識は日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第5条第1項の規定に基づき設置したものです。」の文言を、まちづくり条例に基づく看板に追記してください。

設置場所：当該建築敷地の道路に面するすべての箇所

設置期間：

- ・延べ面積1,000㎡を超え、かつ、高さ15mを超える建築物
確認申請等の手続きをしようとする日の30日前から工事が完了する日まで
- ・上記以外の建築物
確認申請等の手続きをしようとする日の15日前から工事が完了する日まで

＜標識の設置届（規則第8条）＞

提出時期：標識を設置した日から起算して5日以内

提出書類：

- ・標識設置届【第2号様式】（写真等は別紙可。近景写真は文字が判読できる大きさ。）
- ・中高層建築物の各部分から、その部分の高さの2倍の水平距離の範囲を示す図面
- ・敷地境界線から10mの水平距離の範囲を示す図面
- ・（必要に応じ）電波障害の影響を著しく受けると認められる範囲を示す図面

＜説明会等の開催（条例第6条・規則第9条）＞

義務による説明会等（開催日の5日前までに日時及び場所を周知する必要があります）

対象者：（条例第2条第4号「隣接地住民」参照）

- ・中高層建築物の各部分から、その部分の高さの2倍の水平距離の範囲内に居住する者
- ・敷地境界線から10メートルの水平距離の範囲内に居住する者及びその範囲内に建築物又は土地を所有する権利を有する者

※配布資料等には、日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づくものである旨を記載してください。

申出による説明会等

対象者：（条例第2条第5号「周辺住民」参照）

- ・中高層建築物の建築に伴って電波障害の影響を著しく受けると認められる者

＜説明すべき事項（条例第6条・規則第9条）＞

- ・中高層建築物の敷地の形態、規模及び敷地内における中高層建築物の位置並びに必要な応じて付近の建築物の位置の概要（配置図など）
- ・中高層建築物の規模、構造及び用途（立面図・平面図など）
- ・中高層建築物の工期、工事時間、工法及び作業方法等
- ・中高層建築物の工事中の騒音及び振動の防止策並びに工事の安全対策
- ・中高層建築物の建築に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす著しい影響及びその対策

＜説明会等の報告（規則第10条）＞

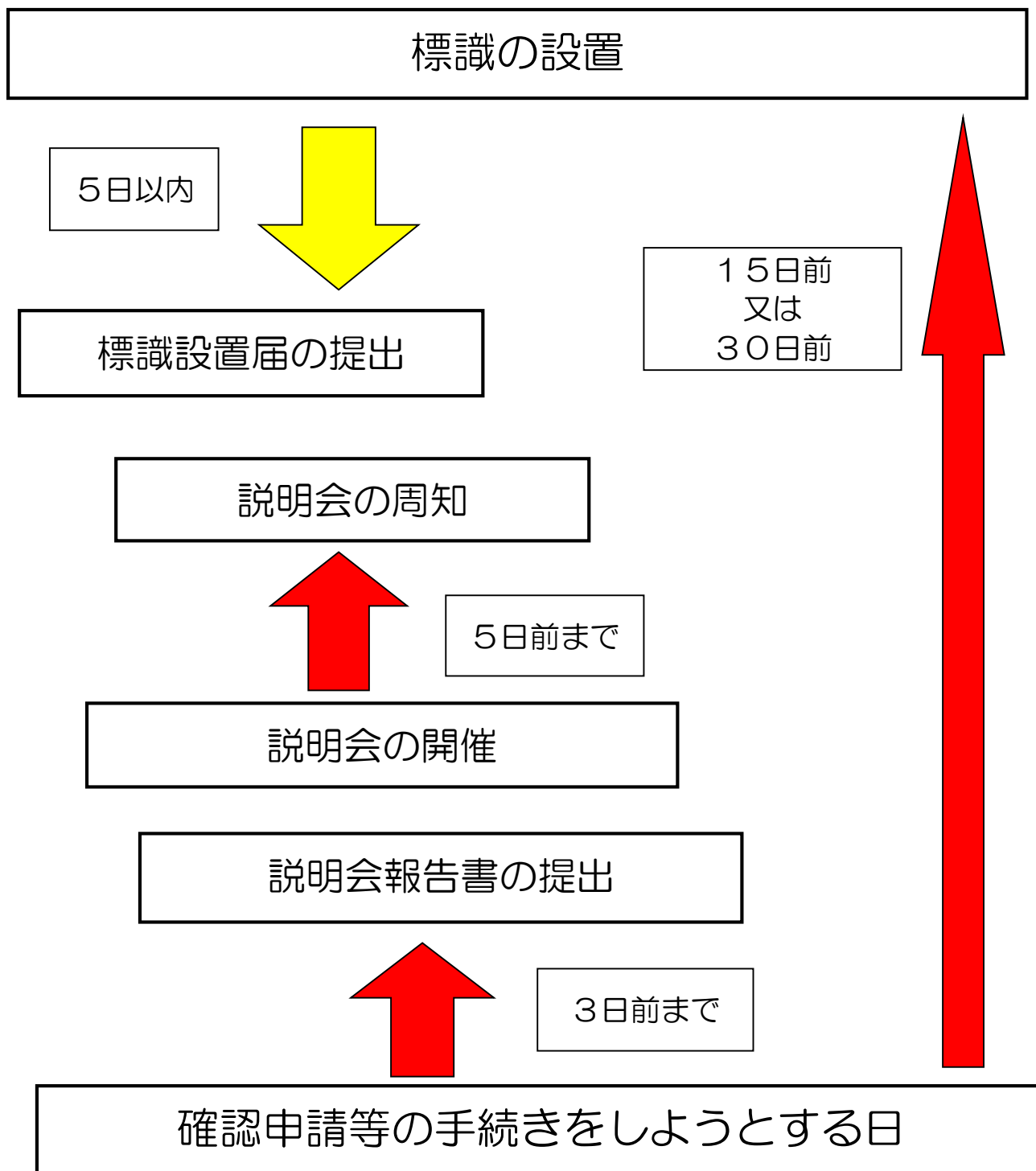
提出時期：確認申請等の手続きをしようとする日の3日前まで

提出書類：

- ・第3号様式
- ・添付書類（説明会周知文書、説明対象者名簿、出席者名簿、配布資料、議事録等）

※まちづくり条例に基づく説明会と兼ねて開催した場合でも、当条例に基づく報告を行う必要があります。

<当条例に基づく手続きフロー>



○日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

平成 7 年12月28日

条例第27号

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

第 2 章 紛争の予防（第 5 条―第 7 条）

第 3 章 紛争の調整（第 8 条―第11条）

第 4 章 日野市建築紛争調停委員会（第12条）

第 5 章 雑則（第13条―第17条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び紛争の調整に関し必要な事項を定め、良好な近隣関係の保持と、地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中高層建築物 次に掲げる建築物をいう。

ア 高さが10メートルを超える建築物

イ 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内の軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物

(2) 紛争 中高層建築物の建築に伴って生ずる日照、通風及び採光の阻害、風害、電波障害等並びに工事中の騒音、振動等の周辺の生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と建築主との間の紛争をいう。

(3) 建築主 中高層建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらず自ら工事を行う者及びその代理人をいう。

(4) 隣接地住民 次に掲げる者をいう。

ア 中高層建築物の各部分から、その部分の高さの 2 倍の水平距離の範囲内に居住する者

イ 敷地境界線から10メートルの水平距離の範囲内に居住する者及びその範囲内に建築物又は土地を所有する権利を有する者

(5) 周辺住民 中高層建築物の建築に伴って電波障害の影響を著しく受けると認められる者をいう。

(6) 関係住民 隣接地住民及び周辺住民をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、紛争を未然に防止するよう努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整するよう努めなければならない。

(当事者の責務)

第4条 建築主は、紛争を未然に防止するため、中高層建築物の建築を計画するに当たっては、周辺の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

2 建築主及び関係住民は、紛争が生じたときは相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

第2章 紛争の予防

(標識の設置等)

第5条 建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、関係住民に建築に係る計画の周知を図るため、当該建築敷地の見やすい場所に規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

2 建築主は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(説明会等の開催)

第6条 建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、建築に係る計画の内容について、説明会その他の方法により隣接地住民に説明しなければならない。ただし、規則で定める事由に該当するときは、この限りでない。

2 建築主は、周辺住民から説明会等の開催の申出があったときは、説明会その他の方法により説明をしなければならない。

(報告)

第7条 建築主は、前条の規定により行った説明会等の内容を規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

第3章 紛争の調整

(あっせん)

第8条 市長は、建築主と関係住民の双方から紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行う。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、建築主又は関係住民の一方から調整の申出があった場合において、相当な理由があると認めるときは、あっせんを行うことができる。

3 市長は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。

(あっせんの打ち切り)

第9条 市長は、当該紛争について、あっせんによっては解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

(調停)

第10条 市長は、前条の規定によりあっせんを打ち切った場合において、必要があると認めるときは、当事者に対し、調停に移行するよう勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告をした場合において、当事者の双方がその勧告を受諾したときは、調停を行う。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、当事者の一方が第1項に規定する勧告を受諾した場合において、相当な理由があると認めるときは、調停を行うことができる。

4 市長は、調停を行うに当たって必要があると認めるときは、調停案を作成し、当事者に対し、期間を定めてその受諾を勧告することができる。

5 市長は、調停を行うに当たっては、日野市建築紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(調停の打ち切り)

第11条 市長は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 前条第4項の規定による勧告が行われた場合において、定められた期間内に当事者の双方から受諾する旨の申出がないときは、当該調停は打ち切られたものとみなす。

第4章 日野市建築紛争調停委員会

(調停委員会)

第12条 市長の附属機関として調停委員会を置く。

2 調停委員会は、第10条第5項の規定による市長の意見の求めに応じ、必要な調査審議を行い意見を述べるとともに、市長の諮問に応じて、紛争の予防と調停に関する重要事項について調査審議する。

3 調停委員会は、法律、建築又は環境の分野に関し優れた知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する委員3人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

5 調停委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、会務を総理し、調停委員会を代表する。

7 調停委員会は、市長が招集する。

第5章 雑則

(出頭)

第13条 市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(関係図書の提出)

第14条 市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者に対し、関係図書の提出を求めることができる。

(工事着手の延期等)

第15条 市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、建築主に対して、期間を定めて工事の着手の延期又は工事の停止を要請することができる。

(公表)

第16条 市長は、第13条の規定による出頭若しくは第14条の規定による関係図書の提出を求め、又は前条の規定による工事の着手の延期若しくは工事の停止の要請をした場合において、その求め又は要請を受けた者がその求め又は要請に正当な理由がなく従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の都市計画法第2章の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関する第2条の規定の適用については、平成5年6月25日から起算して3年を経過する日（その日前に改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日）までの間は、同条中「第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域」とあるのは「第一種住居専用地域」とする。

○日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則

平成7年12月28日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成7年条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(標識の様式)

第3条 条例第5条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）の様式は、第1号様式による。

(標識の設置場所)

第4条 標識は、建築敷地の道路に接する部分（建築敷地が2以上の道路に接するときは、そのそれぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置しなければならない。

(標識の設置期間)

第5条 延べ面積1,000平方メートルを超え、かつ、高さが15メートルを超える中高層建築物に係る標識の設置期間は、次に掲げる手続のいずれか（2以上の手続を行う場合は、最初の手続）をしようとする日の少なくとも30日前から、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する完了検査の申請若しくは法第18条第20項に規定する工事の完了の通知をした日又は法第7条の2第4項若しくは第18条第25項に規定する工事が完了した日までの間とする。

(1) 法第6条第1項に規定する確認の申請

(2) 法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類の提出

(2)の2 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の申請

(3) 法第18条第2項に規定する計画の通知

(3)の2 法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定に係る通知

(4) 法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、第52条第6項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4第1項、第68条の5の5第1項若しくは第2項、第68条の5の6、第86条第1項若しくは第2項、第86条の2第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項若しくは第3項、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第131条の2第2項若しくは第3項、第137条の12第6項若しくは第7項又は第137条

の16第2号に規定する認定の申請

- (5) 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第48条第1項から第7項まで若しくは第9項から第13項までの各項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項、第55条第4項各号、第56条の2第1項ただし書、第58条第2項、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項に規定する許可の申請
- (6) 法第58条に規定する高度地区に関する都市計画で定められた特例許可の申請
- (7) 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条第3項、第3条第1項ただし書、第4条第3項、第5条第3項、第8条の19第1項、第10条第4号、第10条の2第1項ただし書、第10条の3第2項第2号、第17条第3号、第21条第2項、第22条ただし書、第24条ただし書、第32条ただし書、第41条第1項ただし書、第52条又は第73条の20に規定する認定の申請
- (7)の2 東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号）第17条第1項ただし書、第17条の2第1項ただし書、第17条の3ただし書、第17条の4第1項ただし書、第17条の5第3項、第18条第1項若しくは第2項又は第19条の2第1項に規定する認定の申請
- (8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）又は第22条の2第1項に規定する計画の認定の申請
- (9) 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）第14条の規定による認定の申請
- (10) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請
- (11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請又は第18条第1項に規定する許可の申請
- (12) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第4条第1項若しくは第7条第1項に規定する認定の申請又は第116条第1項に規定する許可の申請
- (13) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項及び第55条第1項に規定する認定の申請

(14) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第19条の17第1項若しくは第3項、第19条の18第1項若しくは第19条の19第2項に規定する協議の申出又は同条第1項（首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第20条において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する認定の申請

(15) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項に規定する許可の申請

(16) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項若しくは第2項に規定する判定、第12条第2項若しくは第3項に規定する判定又は第29条第1項若しくは第31条第1項に規定する認定の申請

2 前項に規定する中高層建築物以外の中高層建築物に係る標識の設置期間は、前項各号に掲げる手続のいずれか（2以上の手続を行う場合は最初の手続）をしようとする日の少なくとも15日前から法第7条第1項に規定する完了検査の申請若しくは法第18条第20項に規定する工事の完了の通知をした日又は法第7条の2第4項若しくは第18条第25項に規定する工事が完了した日までの間とする。

（標識の設置方法等）

第6条 建築主は、風雨等のため標識が容易に破損し、又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、記載事項がその設置期間中不鮮明にならないように標識を維持管理しなければならない。

（標識の記載事項の変更）

第7条 建築主は、建築に係る計画を変更したときは、速やかに標識の当該記載事項を訂正しなければならない。

（標識の設置届等）

第8条 建築主は、条例第5条第2項の規定による届出をするときは、標識を設置した日から起算して5日以内に、標識設置届（第2号様式）に条例第2条第4号に規定する隣接地住民の範囲を明確にするため次に掲げる図面を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 中高層建築物の各部分から、その部分の高さの2倍の水平距離の範囲を示す図面

(2) 敷地境界線から10メートルの水平距離の範囲を示す図面

2 市長は、条例第2条第5号に規定する周辺住民の範囲を明確にするために必要があると認めるときは、建築主に対し、前項の様式に加えて、中高層建築物の建築に伴って電波障害の影響を著しく受けると認められる範囲を示す図面の提出を求めることができる。

（説明会等の開催）

第9条 建築主は、条例第6条第1項に規定する説明会等を開催しようとするときは、開催日の5日前までに、日時及び場所を掲示等の方法により隣接地住民に周知させなければならない。

2 条例第6条第1項に規定する建築に係る計画の内容について説明すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中高層建築物の敷地の形態、規模及び敷地内における中高層建築物の位置並びに必要な応じて付近の建築物の位置の概要
- (2) 中高層建築物の規模、構造及び用途
- (3) 中高層建築物の工期、工事時間、工法及び作業方法等
- (4) 中高層建築物の工事中の騒音及び振動の防止策並びに工事の安全対策
- (5) 中高層建築物の建築に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす著しい影響及びその対策

3 条例第6条第1項ただし書に規定する事由とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 隣接地住民が30日以上 of 長期間にわたって不在の場合
- (2) 隣接地住民が説明を受けることを拒否した場合
- (3) その他市長が特に理由があると認める場合
(説明会等の報告)

第10条 建築主は、条例第7条の規定により報告をしようとするときは、説明会等報告書（第3号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する報告の時期は、第5条第1項各号に掲げる手続のいずれか（2以上の手続を行う場合は最初の手続）をしようとする日の少なくとも3日前までとする。
(紛争の調整の申出)

第11条 建築主又は関係住民は、条例第8条第1項又は第2項の規定により紛争の調整の申出をしようとするときは、紛争調整申出書（第4号様式）により市長に申し出なければならない。
(あっせんの開始)

第12条 市長は、条例第8条第1項又は第2項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、あっせんの開始について（通知）（第5号様式）により当事者に通知するものとする。
(あっせんの打ち切り)

第13条 市長は、条例第9条の規定によりあっせんを打ち切ったときは、あっせんの打ち切りについて（通知）（第6号様式）により当事者に通知するものとする。
(調停への移行の勧告等)

第14条 市長は、条例第10条第1項の規定により、調停への移行を勧告するときは、調停移行の勧告について（通知）（第7号様式）により当事者に通知するものとする。

2 当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、調停移行勧告受諾書（第8号様式）により市長に届け出なければならない。
(調停の開始)

第15条 市長は、条例第10条第2項又は第3項の規定により調停を行うことを決定したときは、調停の開始について（通知）（第9号様式）により当事者に通知するものとする。

（調停案の受諾勧告）

第16条 市長は、条例第10条第4項に規定する調停案の受諾を勧告しようとするときは、調停案受諾の勧告について（通知）（第10号様式）により当事者に通知するものとする。

2 当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、調停案受諾書（第11号様式）により市長に届け出なければならない。

（調停の打ち切り）

第17条 市長は、条例第11条第1項の規定により調停を打ち切ったとき又は同条第2項の規定により調停が打ち切られたときは、調停の打ち切りについて（通知）（第12号様式）により当事者に通知するものとする。

（手続の非公開）

第18条 あっせん又は調停の手続は、公開しないものとする。

（代表当事者の選定）

第19条 市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の中からあっせん又は調停の手続における当事者となる1人又は数人（次項において「代表当事者」という。）を選定するよう求めることができる。

2 当事者は、前項の規定により代表当事者を選定したときは、書面により市長に届け出なければならない。

（出頭の求め）

第20条 市長は、条例第13条の規定により当事者の出頭を求めその意見を聴こうとするときは、出頭の要求について（通知）（第13号様式）により当事者に通知するものとする。

（関係図書の提出）

第21条 市長は、条例第14条の規定により関係図書の提出を求めようとするときは、関係図書の提出要求について（通知）（第14号様式）により当事者に通知するものとする。

（工事着手の延期等の要請）

第22条 市長は、条例第15条の規定により、工事の着手の延期又は工事の停止を要請しようとするときは、工事着手の延期停止の要請について（通知）（第15号様式）により建築主に通知するものとする。

（公表）

第23条 条例第16条の規定による公表は、日野市公告式条例（昭和33年条例第10号）その他の方法により行うものとする。

(会長の代理)

第24条 調停委員会の会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

付 則

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、既に建築主が第5条第1項各号の一に掲げる手続をした場合にあっては、当該中高層建築物に係る標識の設置期間は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から法第7条第1項に規定する工事完了届又は法第18条第5項に規定する工事完了通知を提出した日までの間とする。

3 施行日から起算して、第5条各項に規定する中高層建築物の区分に応じ、それぞれ30日以内又は15日以内に、建築主が同条第1項各号の一に掲げる手続（2以上の手続を行う場合は、最初の手続）をしようとする場合にあっては、当該中高層建築物に係る標識の設置期間は、施行日から法第7条第1項に規定する工事完了届又は法第18条第5項に規定する工事完了通知を提出した日までの間とする。

4 施行日から起算して15日以内に、建築主が第5条第1項各号に規定する手続（2以上の手続を行う場合は、最初の手続）をしようとする場合にあっては、条例第6条に規定する説明会等は、当該手続の日から起算して7日以内に行わなければならない。

付 則（平成9年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年規則第25号）

この規則は、日野市組織条例の一部を改正する条例（平成9年条例第35号）の施行の日から施行する。

（平成10年規則第30号で平成10年5月1日から施行）

付 則（平成11年規則第19号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

付 則（平成13年規則第9号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成16年規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年規則第15号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年規則第62号）

この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。

付 則（令和元年規則第54号）

1 この規則は、令和元年12月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年規則第60号）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、第 1 条の規定による改正前の日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則、第 2 条の規定による改正前の日野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則及び第 3 条の規定による改正前の日野市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和 5 年規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 6 年規則第43号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 7 年規則第55号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

第1号様式(第3条関係)

90cm以上	90cm以上				
	建 築 計 画 の お 知 ら せ				
	建 築 物 の 名 称				
	建 築 敷 地 の 地 名 地 番				
	建 築 物 の 概 要	用 途		敷地面積	m ²
		建築面積	m ²	延べ面積	m ²
		構 造		基礎工法	
		階 数	地上 階／地下 階	高 さ	m (最高 m)
	着 工 予 定		年 月 日	完了予定	年 月 日
	建築主 (住所)				
	建築主 (氏名)		電話 ()		
	設計者 (住所)				
	設計者 (氏名)		電話 ()		
	施工者 (住所)				
施工者 (氏名)		電話 ()			
標 識 設 置 年 月 日		年 月 日			
・ この標識は、日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第5条第1項の規定により設置したものです。 ・ 上記建築計画についての説明の申出は下記へ御連絡下さい。 (連絡先) 電話 ()					

第2号様式(第8条関係)
(表面)

標識設置届				
下記建築物に係る標識を 年 月 日に設置したので、日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第5条第2項の規定により届け出ます。				
年 月 日				
(あて先) 日野市長				
建築主 住 所				
氏 名				
電 話 ()				
〔法人にあつては、その事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕				
連絡先(所属・氏名・電話)				
記				
1 建築物の名称				
2 設計者住所・氏名・電話		電話 ()		
3 施工者住所・氏名・電話		電話 ()		
4 建築敷地の位置	(1) 地名地番			
	(2) 用途地域			
5 主要用途		6 工事種別		
7 計画に係る建築物	(1) 高さ	〔最高 m m〕	(2) 階数	地上 階 地下 階
	(3) 構造		(4) 基礎工法	
		計画に係る部分	計画以外の部分	合 計
8 敷地面積				m ²
9 建築面積		m ²	m ²	m ²
10 延べ面積		m ²	m ²	m ²
11 着工予定		年 月 日	12 完了予定	年 月 日
13 日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則第5条第1項各号に掲げる手続のうち、最初に行おうとするものの根拠規定		1 建築基準法第 条第 項 2 法律・条例第 条第 項 (建築基準法以外の場合)		
備考				

(裏面)

案内図	標識設置位置図
標識設置状況(遠影及び近影の写真をのり付けすること。)	

(表面)

日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第 7 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(あて先) 日野市長

〔法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

[illegible]

(裏面)

4 説明会等の内容

(注意) 出席者名簿及び配布した資料を添えてください。

「日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」
に関するお問い合わせは下記まで…

日野市 まちづくり部 建築指導課 管理係

〒191-0016

東京都日野市神明2-12-3

電 話 042-587-6211

FAX 042-587-6228